

公職就任の届出等に関する規程

(平成十五年十一月十二日会規第五十四号)

改正 平成一六年一月一〇日

(目的)

第一条 この規程は、会則第二十八条の三に基づき、弁護士が常時勤務を要する報酬ある公職に就いたことの届出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(届出事項)

第二条 弁護士は、常時勤務を要する報酬ある公職に就いたときは、次に掲げる事項を記載した公職就任届出書を所属弁護士会に提出しなければならない。

- 一 官職名又は職名
- 二 任期があるときは始期及び終期
- 三 勤務する公務所

(変更等の届出)

第三条 前条の規定による届出をした弁護士は、その届出に係る事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更に係る事項を所属弁護士会に書面で届け出なければならない。届出に係る公職をやめたときも、同様とする。

- 1 -

(弁護士会の通知)

第四条 弁護士会は、前二条の規定による届出があったときは、速やかに、届出があった旨及び届出に係る事項を日本弁護士連合会に通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規程施行前に、既に常時勤務を要する報酬ある公職に就いている者は、この規程施行の日から三か月以内に、第二条及び第三条に規定する手続きをしなければならない。

附 則 (平成一六年一月一〇日改正)

第一条の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

- 2 -